

兵庫県住宅再建共済制度に係る被害想定及び負担金算出根拠

1 被害想定

(1) 所与条件

- ① 過去 100 年間の自然災害が今後 100 年間に同程度発生するものとして想定
- ② 大規模災害については、その発生周期を考慮し阪神・淡路大震災を除外し、山崎断層帯地震及び南海地震を想定
- ③ 被害認定の弾力化に伴う被害数を加算
- ④ 地球温暖化による降雨量の増を想定し被害数を加算
- ⑤ 過去 100 年と比較し、防災対策の進展を考慮して、被害数を減算

(2) 被害戸数

- ① 過去 100 年間(1901～1999)の自然災害（神戸海洋気象台データから）

区 分	地 震	風水害	計
全 壊	2, 9 9 5	1 5, 7 6 0	1 8, 7 5 5
半 壊	4, 3 4 0	3 4, 0 2 0	3 8, 3 6 0

- ② 大規模災害（地域防災計画参照）

区 分	地 震	風水害	計
全 壊	9 5, 8 0 9	—	9 5, 8 0 9
半 壊	1 2 8, 6 5 6	—	1 2 8, 6 5 6

※ 阪神・淡路大震災の被害の 1 / 2 を加算

- ③ 被害認定の弾力化に伴う加算（⑩台風 23 号被害認定実績から）

区 分	地 震	風水害	計
全 壊	—	2 1, 0 4 9	2 1, 0 4 9
半 壊	—	2 1 2, 8 2 6	2 1 2, 8 2 6

※ 過去の浸水被害の 73.9%(うち全壊 9%)を加算

- ④ 地球温暖化に伴う被害数の加算（国立環境研究所データから）

区 分	地 震	風水害	計
全 壊	—	3, 8 2 9	3, 8 2 9
半 壊	—	3 8, 7 1 9	3 8, 7 1 9

※ 降雨量 19%増 → 被害数 15%増

- ⑤ 防災対策進展に伴う減算（新耐震基準住宅の増、河川改修の進展から予測）

区 分	地 震	風水害	計
全 壊	△ 2 9, 6 4 1	△ 2 0, 3 1 9	△ 4 9, 9 6 0
半 壊	△ 3 9, 8 9 9	△ 142, 783	△ 182, 682

※ 地震 → 3割減 風水害 → 5割減

①～⑤合計

区 分	地 震	風水害	計
全 壊	6 9, 1 6 3	2 0, 3 1 9	8 9, 4 8 2
半 壊	9 3, 0 9 7	1 4 2, 7 8 2	2 3 5, 8 7 9
合 計	1 6 2, 2 6 0	1 6 3, 1 0 1	3 2 5, 3 6 1

(3) 給付区分別戸数（阪神・淡路大震災及び⑩23号台風の実績から試算）

区 分	再建・購入	補 修	計
全 壊	5 3, 6 8 9	3 5, 7 9 3	8 9, 4 8 2
大規模半壊	2, 3 4 5	5 6, 2 8 8	5 8, 6 3 3
半 壊	7, 0 8 9	1 7 0, 1 5 7	1 7 7, 2 4 6
合 計	6 3, 1 2 3	2 6 2, 2 3 8	3 2 5, 3 6 1

(4) 所要額

区分		単価(万円)	戸 数	所要額(百万円)
再建・購入		6 0 0	63, 123	3 7 8, 7 3 8
補 修	全壊	2 0 0	35, 793	7 1, 5 8 6
	大規模半壊	1 0 0	56, 288	5 6, 2 8 8
	半壊	5 0	170, 157	8 5, 0 7 9
合計		—	325, 361	5 9 1, 6 9 1

今後100年間の給付所要額 5, 9 1 6億9 1百万円
⇒ 1年間の所要額 5 9億1 7百万円

2 負担金額

(1) 給付に係る負担金額

負担金額（年額）＝年間所要額 ÷ 私有住宅総数 × 逆選択率

○年間所要額：5,917百万円

○私有住宅総数：186万戸（⑮住宅土地統計）

○逆選択率：平均加入率と最高加入率の乖離率（地震保険の乖離率を援用）

→ 1.463倍

∴ 5,917百万円 ÷ 186万戸 × 1.463 = 4,650円

給付金に係る負担金額 4,650円／年

区 分	県平均加入率 a							
	10%	20%	30%	60%	70%	80%	90%	100%
加入戸数 b 186万 × a	18.6 万戸	37.2 万戸	55.8 万戸	111.6 万戸	130.2 万戸	148.8 万戸	167.4 万戸	186 万戸
最高加入率 c a × 1.463	14.63 %	29.26 %	43.89 %	87.78 %	102.41 100 %	100 %	100 %	100 %
所要額 d 5,917 × c	866 百万円	1,731 百万円	2,597 百万円	5,194 百万円	5,917 百万円	5,917 百万円	5,917 百万円	5,917 百万円
負担金単価 d ÷ b	4,654 円	4,654 円	4,654 円	4,654 円	4,545 円	3,976 円	3,535 円	3,181 円

※ 上記試算のとおり、給付所要額＝負担金総額を前提に制度設計しており、加入率が低いことが制度破綻の要因にはならない。

(2) 事務費に係る負担金額

加入者に係る直接的経費は、加入者負担とする。

諸帳票作成費(54)、郵送料(108)、電算処理費(76)、金融機関手数料(113)

計 350円／加入者・年

加入者負担金 (1)(2)計 5,000円／年